

令和7年度クマ保護及び管理に関する検討会

議事概要

日時：令和8年3月24日（火）13:30～16:30

場所：一般財団法人自然環境研究センター7階会議室

■出席者

検討委員

| | |
|-------|------------------------------|
| 大井 徹 | 石川県立大学 生物資源環境学部 環境科学科 特任教授 |
| 小池 伸介 | 東京農工大学大学院農学研究院 教授 （欠席） |
| 近藤 麻実 | 秋田県生活環境部自然保護課 主査 |
| 佐藤 喜和 | 酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類 教授 |
| 澤田 誠吾 | 島根県中山間地域研究センター農林技術部 鳥獣対策科 科長 |
| 山崎 晃司 | 東京農業大学 地域環境科学部 森林総合科学科 教授 |
| 横山 真弓 | 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授 |

■環境省

| | | |
|---------|----------------------|------|
| 佐々木 真二郎 | 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 | 室長 |
| 佐藤 大樹 | 〃 | 室長補佐 |
| 高瀬 裕貴 | 〃 | 室長補佐 |
| 高橋 優 | 〃 | 室長補佐 |
| 小幡 裕介 | 〃 | 専門官 |
| 大松 京介 | 〃 | 係長 |

■事務局

| | | |
|--------|--------|------------|
| 黒崎 敏文 | 一般財団法人 | 自然環境研究センター |
| 澤邊 佳彦 | 〃 | 〃 |
| 小林 喬子 | 〃 | 〃 |
| 林 優季 | 〃 | 〃 |
| 菊池 しゅき | 〃 | 〃 |
| 山田 志穂 | 〃 | 〃 |
| 吉田 勇磯 | 〃 | 〃 |
| 高崎 日向子 | 〃 | 〃 |
| 池田 小春 | 〃 | 〃 |

■議事

- (1) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）について
- (2) その他

■配付資料

議事次第

出席者名簿

資料 1－1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和 7 年度版（案）
概要

資料 1－2 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和 7 年度版（案）

参考資料 パブリックコメント意見照会の結果

■議事概要

議事(1) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)について
資料1-2について事務局より説明

【第1章はじめに、第2章クマの保護・管理の現状】

(大井委員)

8頁2行目の推定個体数に関する記載で、「過去と比較して個体数は増加傾向にある」という表現があるが、パブリックコメントでは個体数の増加について疑念の意見がある。原因の1つに、比較時期が曖昧であることが挙げられるため、過去の具体的な時期と比較した記載がよいのではないか。例えば、環境省のレッドリストでLPとなった1990年代当初を基準としてなど、比較時期を明確にすると読者にとって理解しやすいだろう。

(事務局)

表Ⅱ-2では都道府県の特定計画から推定個体数を示しているが、特定計画の改定年度や個体数調査年度が都道府県で異なるため、年代が統一されていない状況である。ご指摘の形で比較可能かについて、環境省と調整しながら記載の変更を検討したい。

(佐藤委員)

5頁の用語整理について、②と③の「保護」と「管理」の定義に違和感を覚えた。法に基づいた内容であることは理解できるが、本文中に頻出する「管理」と法の「管理」の内容が大きく異なるように感じられるため、場合によっては削除の方が分かりやすい。また、⑪の「個体数管理」という言葉が「個体群管理」と並んで頻出しており、わかりにくいため、「個体数調整」という表現に変更の方が理解しやすいかと思う。今回ではなく次回の改定でもよいため、今後検討していただきたい。

(環境省)

②と③の「保護」と「管理」の定義は、環境省としては記載を残す方針にさせていただきたい。理由としては、特に「管理」という言葉は鳥獣保護管理法で定義されており、一般的な「マネジメント」とは異なる意味合いのためである。ご指摘は理解しているが、法令用語としての「管理」の定義を明確に示すために、この記載は残す必要があると考えている。個体群管理や個体数管理などの「管理」の使い方については、今後省内で精査を進めていきたい。

(山崎委員)

本文中に「問題個体管理」の説明が出てくる場合は、必要でないかもしれないが、そうでない場合は5頁の用語整理にも記載した方がよい。

10～11頁に出てくる出没件数などの統計は、管理を行う側にとっては、状況を視覚的に把握するための重要な情報である。将来的には、保護管理ユニットごとに集計できるように検討してほしい。

【第3章クマの保護・管理の基本事項】

(山崎委員)

今回ではないが、23頁の個体数水準について、保護管理ユニットごとに基準が定められるとよい。例えば、秋田県では最新の推定個体数は3,900頭だが、「個体水準4」であるのみでは1,200頭を担保すれば良いということになりかねない。そのため、保護管理ユニット毎で、適切な基準や水準を示せるように、次期ガイドライン改定に向けて検討を進めて頂きたい。

(山崎委員)

30頁の問題個体の管理について、①の例示にある「興奮している個体」という表現が具体的に何を指しているのかが分かりづらい。「興奮している個体」という表現は現場では判断に迷いが生じるため、「排除エリアのごく近傍で出没の可能性がある個体」などの表現に変更した方がよいだろう。可能な範囲で検討していただきたい。

(大井委員)

同様の指摘となるが、「興奮している」という表現は非常に主観的であり、示す状況が不明確であることから、一般の方にとってはこの表現は不透明に感じられる可能性がある。そこで、問題個体の管理事例を環境省で取りまとめて公表されることを提案したい。問題個体の事例を公表・分析することで、問題個体への対処や問題個体をつくらない対策が改善できるし、現場対応の透明性も確保できると考える。

(環境省)

行政として透明性を保った対応は重要であるが、事例を公表することで自治体やハンターに多くの問い合わせが寄せられ、現場対応等に支障がでることや、精神的な負担が大きくなるのが懸念される。そのため、慎重に検討したい。例えば、すべてを公開するのではなく、行政内部で共有するといった方法は考えられるかもしれない。

(大井委員)

第三者による委員会で評価、分析するという方法もある。

(近藤委員)

「興奮している」という状態は具体的にイメージしづらいと感じた。出没対応を考えた場合、排除エリア方面に移動しているといった、出没情報や目撃情報を基に移動先を特定する形で記載する方が分かりやすく、適切かもしれない。

(山崎委員)

②の問題個体の記載について、危害に関する記述は主に排除エリアでの話だと思うが、実際には奥山でも問題個体が発生する。例えば、「人につきまとう個体」等を記載することで、コアエリアや緩衝地帯でも問題個体を取り除くことが可能になるため、可能な範囲で検討頂きたい。

31頁の「被害防止・被害防除対策」の記載は、排除エリアや管理強化エリアを念頭に置いた内容であり、緩衝地域やコア生息地については触れられていない。しかし、実際には上高地など国立公園内でも問題個体が出没し、対策が必要な場合がある。そのため、少なくともよいので、緩衝地帯やコア生息地での被害防除対策も追記できると良い。

(事務局)

コア生息地や緩衝地帯での問題個体の管理は 48 頁に記載されているが、より分かりやすく表現できるように検討したい。

(大井委員)

23 頁表Ⅲ-2 に記載の個体群水準に応じた管理方針について、捕獲上限割合の基準として自然増加率を推定することが勧められているが、先ほど提案した技術マニュアルなどで、今後、自然増加率の推定方法や自然増加率の推定が困難な場合の代替手法といった技術的サポートが出来ればよいのではと思う。

(環境省)

自然増加率は、情報の整理や技術的な助言を行う形で、今後対応していきたいと考える。

(大井委員)

例えばカメラトラップ法では、単に個体数の推定以外でも、撮影個体の性別、子連れの状態など自然増加率の推定に役立つデータや、撮影頻度等を基に調査範囲内の分布状況の分析などが可能である。このようなデータの活用方法も、技術マニュアルで整理頂き、ガイドラインを補足してほしい。

(澤田委員)

25 頁の「ゾーニング管理」の「管理強化エリア」は設定するとなっているが、特定計画の中で「管理強化エリア」や「排除エリア」の図化したものを示す必要はあるのか。

(環境省)

特定計画では、ゾーニング管理の実施に関する記載のみで十分である。本ガイドラインの事例でも紹介しているが、長野県では特定計画とは別に市町村毎にゾーニング管理計画を作成しており、この計画の中でゾーン区分を図化している。このように、特定計画とは別の計画で整理できればよい。

(澤田委員)

31 頁の「被害防除対策」について、電気柵や防護柵を用いてクマの侵入を防ぐという記載があるが、電気柵以外でクマに有効な防護柵がイメージできない。防護柵は、例えばワイヤーメッシュや金網フェンスがイメージされるが、未収穫果樹の対策ならトタン巻きなどの対策を記載する方が分かりやすい。また、広域の侵入防止策についても、電気柵や複合柵が主な選択肢となり、通常は電気柵しかないと考える。

(大井委員)

これまでの金網フェンスなどと違い、最近ではクマの侵入に効果的な形状の侵入防止柵もある。それらを今後普及していくべきと考えるので、現状の表現でも問題ないと感じる。

(近藤委員)

生息環境管理について、クマの生息地の改善は生息環境管理でよいと思うが、侵入防止のための刈り払いなどは環境管理や被害防除対策が適切なのではないか。

25 頁「ゾーン区分」について、「クマの生息地である緩衝地帯は必ずしも明確に線引きする必要はない」と記載されている。一方で、環境地帯では個体数管理は可能で、コア生息地では実施しないとなっているが線引きをしていないと、緩衝地帯とコア生息地の境が分からず個体数管理が運用できないと思うがいかがか。

(事務局)

「生息環境管理」や「被害防除対策」は、基本指針の中で定められている用語と使い方に合わせて、ガイドラインで記載を統一している。

個体数管理については、第二種管理計画に基づく数の調整や指定管理鳥獣捕獲等事業であれば、実施区域を定めた上で管理捕獲が行われることから、関係者の間で「コア生息地として確保する」場所と「緩衝地帯として確保する」場所の共通認識があれば、コア生息地を避けて実施区域を設定することで運用上可能だと考えている。

(近藤委員)

26 頁生息地に関する記述について、鳥獣保護区や 2000 年代以前よりクマが生息していた範囲などの設定例が記載されているが、どのような設定が適切なのか基準があるとありがたい。例えば、最低限必要な面積などを具体的に示していただけると、決定する側として非常に助かる。

また、38 頁「人身事故に関する情報収集」について、表Ⅲ-8 に被害者の情報収集例が記載されているが、収集した情報がどのような分析に役立つのか、活用方法が記載されていると行政側のモチベーションにも繋がる。参考となる資料のリンクでもよいため、検討頂きたい。

(横山委員)

31 頁「被害防除対策」と「出没対応」は、予防原則が非常に重要になる。出没させないための取り組みを具体的に記述するなどの工夫が必要である。例えば、日常的に目撃情報を収集して、出没の予兆を察知するような仕組み作りや、頻繁に出没するエリアや頻繁に捕獲される場所での誘引物の除去などの内容が考えられる。とにかく出没をさせない、被害を起こさせないというところを強調して記述いただきたい。さらに、そういった状況把握をして、状況に応じて出没予防ができるような体制の整備に関するところも書き込んでいただきたい。

広域管理では、近畿北部地域個体群の場合、西と東で協議会を別々に設置しており、近畿北部西部は個体数水準 3 として管理している。環境省の示す保護管理ユニットでは広すぎるという地域での判断によるものだが、環境省のガイドラインで示す保護管理ユニットに必ず合わせる必要があるのか。

(環境省)

ガイドラインで示した保護管理ユニットは基本であることは前提ではあるものの、地域それぞれの状況もあると思う。そのため、まずは環境省に相談していただいた上で、対応を一緒に検討する形で進めさせて頂ければと考えている。保護管理ユニットが大きいからといって、それぞれで独立して進めてしまうと、結局県単位での管理と変わらなくなってしまう状況にも陥るため、まずは相談頂いた後に、より良い方向を一緒に考えながら進めていきたい。

(山崎委員)

コア生息地の例として、鳥獣保護区等の既設の境界が例示されているが、例えば四国の鳥獣保護区はクマの生息環境を担保するのに十分なサイズではない。次期のガイドラインの改定の際は、保護管理ユニット毎に個体数水準を検討すると同様に、保護管理ユニット毎に適するコア生息地も検討して提示できるとよい。次期5年間の検討事項として考えて頂きたい。

【第4章、第5章、第6章】

(山崎委員)

クマ被害対策パッケージに、ガバメントハンターという言葉が出てくるが、ガイドラインの中にはガバメントハンターの説明や記載は出てこない。例えば、本ガイドラインの用語整理の中で、ガバメントハンターに関する説明を書く必要がないのか。

(環境省)

ガバメントハンターは、施策パッケージ等では用いている他、国会の答弁等においても分かりやすい説明の一環として使っている。しかし、現時点では、基本指針のような公式の資料で、用語を定義づけていない。現在環境省では、基本指針の改正の検討を進めており、その中で今後必要な人材のあり方などを検討しているところである。改正する基本指針では、あえてガバメントハンターという表現を用いるかはわからないが、必要な人材や役割について整理して示したい。このような状況であるため、基本指針の改正前に作成することとなる本ガイドラインにおいて、先行してガバメントハンターの定義等を記載するのは難しい。

(山崎委員)

P49 に統一された方法での個体数推定というのがあるが、現在どのように進められているのか可能な範囲で教えていただきたい。

(環境省)

個体数推定に関するワーキンググループを開催しており、個体数推定の専門家の意見を伺いながら、調査方法を決めている。基本的な手法としては、ヘアトラップ法又はカメラトラップ法を用いた標識再捕獲法と、地域の生息密度勾配をカメラの RAI で比較する方法の2つの手法を進めることを考えている。今年度の被害が大きかった東北地方の保護管理ユニットを次年度の対象地域として個体数推定を進めていき、数年かけて全国の保護管理ユニットの個体数推定を行う予定である。

(大井委員)

昨年度から環境省はクマ対策のための積極的な対策が進めており、指定管理鳥獣対策交付金事業などの交付金事業も充実してきている。今後は、併せて、都道府県が設定した管理強化エリアでの管理の強化や緊急銃猟に向けた対策支援も考えていただきたい。

(環境省)

管理強化エリアに限らず、緊急銃猟や市街地や緩衝地帯での個体数管理も含めて、それぞれの

対策について交付金での支援をしていきたい。

(横山委員)

40 頁「広域の保護・管理方針の決定」というところで、10 行目にコア生息地の検討・確保を行うとあるが、コア生息地がどこであるか明らかにするためには、相当な調査をしないといけない地域もある。現在のコア生息地として想定される場所多くはおそらく森林地帯だが、国有林や民有林などが多岐にわたって土地所有者が含まれる土地を、都道府県が主体となる協議会で、コア生息地として確保するのは非常に難しいと感じた。協議会で検討することは可能だと思うため、検討という表現ではいかがか。

(環境省)

都道府県が管轄していない森林もある中で、難しさがあるという点は理解した。一方で、ゾーニングをしっかりと進めていく意味でもコア生息地を確保することは大事だと考えている。鳥獣保護区、自然公園など既存の制度で保護の担保が取られているエリアがあるため、まずは既存の制度も活用しながら、確保を試みることを考えていただきたい。その上で、コア生息地は、生息状況調査等の結果を踏まえて、順応的に見直しできるような形で進められたらと考えている。広域協議会には各都道府県に参加していただくが、環境省も積極的に関与していきたいと考えているため、しっかりと意見交換をしながら良い形を一緒に考えていきたい。

(横山委員)

そういう場面では、林野庁をはじめとする多様な関係機関も関わる可能性があるため、今後、森林整備の連携が進むような取り組みも同時にしていただけるとありがたい。

【全体を通じて】

(澤田委員)

順応的管理を十分に行うにはモニタリングによる評価が欠かせない。特定計画は5年計画であるが、多くの都道府県で現行計画から内容が大きく変わるため、計画期間の2年目又は3年目に現状に関する中間評価を実施し、問題があれば順応的に計画を変更するということも追記できると良い。

(横山委員)

今年度は、人の生命、財産、生活様式等に非常に多大なる甚大な被害が及ぼされた。クマを守るためには、人身事故を避け人の生活を守ることが必須である。そのためには、個体数管理と被害防除管理を両輪で取り組む仕組みづくりを引き続き進める必要がある。被害の状況は、場所や年によって様々ではあるが、クマの個体数を管理し、人の生活を守ることがクマを守ることに繋がるため、今後の取り組みも是非強化していただきたい。今後、個体数モニタリングが強化されることは非常に重要だが、目撃や捕獲個体のモニタリング情報も、収集・活用できる体制の整備にご尽力いただきたい。

(佐藤委員)

ガバメントハンターの定義を基本指針の中で整理するという話があったが、その機会に合わせて本日指摘のあった「生息環境管理」という用語の見直しや、鳥獣保護管理法の「保護」と「管理」、個体群管理や個体数管理で示す「管理」の定義等の整理や見直しも検討頂きたい。

(近藤委員)

指定管理鳥獣にクマが指定されたことで、多様な交付金事業によりモニタリングも充実し、緊急銃猟による支援など自治体としては非常にありがたい。一方で、事業メニューによって交付率が異なっていることや計算が煩雑であること、農林水産省の交付金など別の省庁の交付金事業とも整理が必要であることなど事務的な手続きが非常に煩雑である。特に、市町村では対応できる人数が少ないため、交付金事業を複数することで事務に忙殺され、現場対応に手が回らなくなるという本末転倒な話も聞く。省庁の壁など問題は理解しているが、事務手続きの簡素化など、現場の負担が減るような運用が可能となると大変ありがたい。

(環境省)

交付金は、現場で使いやすくなるよう、順次運用を見直していきたい。交付率が異なるのは、補助率を出来るだけ上げることで現場の支援につなげたいと意図であり、調整する過程で結果的に交付率にバラツキが出てしまっているという事情はご理解頂きたい。

議事(2)その他について

その他について環境省より説明

【今後の対策の留意点・方向性等について】

- 専門家を交えて、データの分析、問題点の抽出、対策へ活用するような体制が構築できると良い。科学委員会や専門家等との提携が難しい地域では、環境省の支援が進められると良い。そのためには、技術マニュアルが作成できると良い。
- 野生鳥獣保護管理行政は全国的に人材不足である。多様な機関と協力して、人材育成に向けた体制構築に取り組んでいただきたい。
- 特に出没の多かった地域に関しては、環境省から注意喚起を行うと良い。
- 鳥獣問題は、人口減少や過疎化の要因もあり、地域計画と関連して考える必要がある。鳥獣担当課だけでなく、国土保全政策の一部として鳥獣政策を位置づけられると良い。
- 被害対策の技術はすでに確立しており、技術を運用するための人材確保が重要である。専門人材は配置すれば完了するのではなく、配置後に専門人材を孤立させないようなフォローアップ体制や支援体制を整備することが重要である。
- 行政によるトップダウンの政策のみでなく、地域住民とも課題を共有し、地域主体で対策するボトムアップの取り組みも広げていけると良い。
- 四国地域個体群の保全に関する対策は強化する必要がある。

(大井委員)

今回の議論を通して、よいガイドラインが作られたと思う。本ガイドラインを基に作成された特定計画の中で、クマの現状や被害について記載されれば、同時に一般の方への周知にもつながる。計画では対策も記載するが、現状を踏まえた分析、課題や実施する対策の検討については、専門家の助言は必須になるだろう。現在、28道府県で特定計画が作成されているが、計画作成をサポートする科学委員会や専門家数、実行力について点検し、十分でない都道府県があった場合は国でサポートするような仕組みを考えて頂きたい。あるいは、専門家がいなくても、データの分析や分析結果を踏まえた改善策が立案できるような、技術マニュアルが整備されることが望ましい。ガイドラインに基づいて作成される特定計画が、順応的管理に結びつくような仕組みを検討して出来ると良い。

(山崎委員)

2023年度及び2025年度のクマの大量出没を受けて、交付金や予算もついて、ガイドラインも整った。しかし、最終的にこれらを運用するのは人であり、人材の育成・確保が重要である。今年度、都道府県から国に至るまで、鳥獣専門職の公募が出たが、日本全国で一斉に募集したことで人材の奪い合いのような状況となった。専門職員の雇用が増えたことは喜ばしいことだが、人材の奪い合いとなるような状況の改善は必要である。そのため、人材育成は組織的に取り組んでいく必要がある。クマに限らず鳥獣全般を考えて、人材育成のためのカリキュラムや機関を作っていくことが重要である。どのような計画があっても、人がいなければ絵に描いた餅で終わるた

め、様々な機関が協力して実現できると良い。

(環境省)

人材については基本指針の中でも色々検討しているところである。人材の育成も大事な一方で、確保する体制、雇用の体制面も非常に大事で、育成と雇用体制の両方が必要と考えている。今回、環境省の交付金で専門人材、捕獲者の確保や雇用に対する補助制度ができたことで、人材の雇用・確保が進んでいるが、今後は育成についても専門家の皆様と連携して取り組みを進めたい。

(横山委員)

兵庫県の状況となるが、大量出沒年の翌年の春先は非常に出沒が多い。通常4月、5月はあまり出沒しないが、大量出沒年の翌年は非常に増加するという経験している。そのため、集落周辺への出沒が今年の春も発生する可能性が考えられる。そのため、出沒防止や被害防止の対策、出沒対応の体制整備と捕獲は、しっかり行っていく必要がある。特に、昨年の秋に出沒が深刻だった地域では、そういった注意喚起を、環境省からもして頂きたい。

(近藤委員)

中期長期的な話だが、クマが出沒する要因である耕作放棄地や放任果樹の増加、河畔林等の整備不足の背景には、人口減少や過疎化があると考えている。この問題は、鳥獣対策部署だけで対応できるものではなく、都市計画、土地利用や地域のデザインの一環として考える必要がある。秋田県では、人口減少対策や農業振興の問題として、建設部署を始め様々な部署に働きかけをしている。国においても、様々な関係機関を巻きこみ、国土のデザインという大きな視点の中で鳥獣対策の位置付けを考えて頂きたい。政府の対策パッケージに国土交通省等の様々な省庁が関わっていることは非常に大きなことだったと考えており、引き続き、省庁で連携しながら、都道府県でも多様な部署が一緒になって地域全体のことを考えられるような働きかけをお願いしたい。

(環境省)

クマの問題と国土管理としての大きな課題は繋がっていると認識している。そのため、対策パッケージでは、様々な省庁に参加をお願いした。「同時解決」という考え方があるが、クマ対策を進めることが、それ以外の政策目的の達成にも効果があるため、地域が活性化する対策も一緒に進めていくことが大事だと考えている。環境省だけの解決は難しいが、総務省、経済産業省や農林水産省がそれぞれの課題解決に向かって同じ方向を向いて進められるようになってきているため、引き続き環境省としても力を入れていきたい。

(澤田委員)

クマの被害防除対策の技術はほぼ確立しており、それをどう使うかは人材の問題となるため、専門的な人材の育成と配置が重要となる。今後、専門的な人材の配置が進んでいく中で、現場で相当辛辣な言葉を言われたり、クマと人間のどっちが大事なのかのような極論の話も出てきたりするだろう。その時に重要なのは、専門員を配置すれば終わりなのではなく、配置した専門員をフォローする体制を整えておくことである。専門員を孤立させない、専門員同士が情報交換できる、悩みを相談できるような窓口やプラットフォームの創設といった取り組みが重要になるだろ

う。

(環境省)

先日も長野県で、公務員で捕獲に従事されている方々の横の繋がりを持つ協議会が立ち上がったというニュースをみた。行政組織の中でも専門的知見を持った方は少ない上、異動もあるため、横の繋がり是非常に重要だと考えている。今すぐ何か出来るわけではないが、行政組織の中でも、問題意識は持っているため、頂いた意見を参考にして考えていきたい。

(佐藤委員)

クマの情報があふれる中で危機感、不安感も高まっている。今はトップダウン的な管理の強化に焦点があたる内容となっているが、今後この内容を地域に広げていくときに、地域住民が対策を他人事として捉え、行政や捕獲技術者に依存する状況のままではない、地域の管理は地域住民も含め、皆が自分事として進めていくべきである。例えば、集落レベルでのゾーニング計画を作成する際に、地域住民の意見、課題感を共有して、管理計画を実行するためのアクションプランを協議する機会を設けながら、少しずつ地域が主体的に同じ目標に向かって進めることをガイドラインでもサポートできるとよいだろう。

(環境省)

特にゾーニング管理を進めてく中では、地域住民と協同することが重要と理解している。今回事例で紹介している長野県は、集落内でのワークショップを通して行われており、地域の方々の行動変容やクマに対する知識の向上が意識されているデザインだと思う。環境省としても地域住民が主体的に関われるような流れを推進できるような支援を考えていきたい。

(佐藤委員)

令和6年の対策方針の中では絶滅のおそれのある四国個体群の保全が項目として挙がっていたが、令和7年の関係閣僚会議決定のクマ被害対策パッケージでは四国のクマについての記載はなく、本ガイドラインでもほぼ記載されていない。これは、あくまで被害防止に焦点をあてたパッケージであるためと解釈している。四国では、被害防止と同時に保全対策が必須であり、保全対策もしっかり進めていただきたい。今年度、四国自然史科学研究センター、日本自然保護協会、日本クマネットワークがIUCNのCPSG(Conservation Planning Specialist Group:保全計画専門家グループ)と連携して保全計画づくりのワークショップを開催した。ここでは、地域住民、行政、専門家の延べ90名が参加し、専門家ワークショップと一般市民参加のワークショップを行い、保全計画案を作成した。中国四国地方環境事務所や四国森林管理局の職員にも参加いただいている。保全計画案には、地域住民の声がかなり反映されており、地域の人たちに受け入れられるようなビジョンとそれに応じたプランになっている。こういう動きをこのまま終わらせずに環境省としてもサポートしていただきたい。

(環境省)

非常に大事なものと捉えている。ワークショップに参加した皆さんと意見交換をしながら、対策をしっかりと進めていきたいと思う。

以上